

文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年9月5日(木)  
午前9時45分  
大会議室

開 会

- 1 証人の不出頭について
- 2 本日の証人尋問の進め方について
- 3 参考人招致
- 4 証人尋問
- 5 その他

閉 会

## 証人尋問時間割（9/5・6実施分）

日時		出頭を求める者	証言を求める事項	取扱い	
9月5日 (木)	9:45	10:00	（事務連絡、総括質問項目協議）	公開	
	10:00	11:30	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">参考人</div> 上智大学教授 奥山 俊宏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> </ul>	公開
	11:30	13:00	（ 昼 休 憩 ）		
	13:00	13:50	兵庫県特別弁護士 藤原 正廣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	公開B
	14:00	14:50	兵庫県産業労働部長 原田 剛治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ 贈答品について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	公開B
	15:10	16:00	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈答品について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	非公開 (秘密会)
	16:10	17:00	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	非公開 (秘密会)
	17:10	18:00	兵庫県総務部付 井ノ本 知明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ 贈答品について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	公開B
9月6日 (金)	9:45	10:00	（事務連絡、総括質問項目協議）	公開	
	10:00	12:00	元兵庫県副知事 片山 安孝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ 贈答品について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	公開
	12:00	13:00	（ 昼 休 憩 ）		
	13:00	14:30	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">参考人</div> 山口利昭法律事務所 弁護士 山口 利昭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> </ul>	公開
	15:00	17:00	兵庫県知事 齋藤 元彦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報者保護について</li> <li>・ 贈答品について</li> <li>・ その他、上記に関連する事項について</li> </ul>	公開

（注1） 公開A：インターネット中継なし、傍聴可、報道撮影不可（録音不可）  
 公開B：インターネット中継あり（証人への配慮あり）、傍聴可、報道撮影不可（録音可）  
 公開C：インターネット中継あり、傍聴可、報道撮影一部可（録音可）

## 証人尋問時間配分（9/5実施分）

証人	時間（目安）		尋問順
（事務連絡、総括質問項目協議）			
（奥山教授 参考人招致）			
（昼 休 憩）			
兵庫県特別弁護士 藤原 正廣	13:00	13:10	総括尋問
	13:10	13:24	個別尋問（自民）
	13:24	13:32	個別尋問（維新）
	13:32	13:38	個別尋問（公明）
	13:38	13:44	個別尋問（県民）
	13:44	13:47	個別尋問（共産）
	13:47	13:50	個別尋問（無所属）
（休 憩）			
兵庫県産業労働部長 原田 剛治	14:00	14:10	総括尋問
	14:10	14:24	個別尋問（自民）
	14:24	14:32	個別尋問（維新）
	14:32	14:38	個別尋問（公明）
	14:38	14:44	個別尋問（県民）
	14:44	14:47	個別尋問（共産）
	14:47	14:50	個別尋問（無所属）
（休 憩）			
A	15:10	15:20	総括尋問
	15:20	15:34	個別尋問（自民）
	15:34	15:42	個別尋問（維新）
	15:42	15:48	個別尋問（公明）
	15:48	15:54	個別尋問（県民）
	15:54	15:57	個別尋問（共産）
	15:57	16:00	個別尋問（無所属）
（休 憩）			
B	16:10	16:20	総括尋問
	16:20	16:34	個別尋問（自民）
	16:34	16:42	個別尋問（維新）
	16:42	16:48	個別尋問（公明）
	16:48	16:54	個別尋問（県民）
	16:54	16:57	個別尋問（共産）
	16:57	17:00	個別尋問（無所属）
（休 憩）			
兵庫県総務部付 井ノ本 知明	17:10	17:20	総括尋問
	17:20	17:34	個別尋問（自民）
	17:34	17:42	個別尋問（維新）
	17:42	17:48	個別尋問（公明）
	17:48	17:54	個別尋問（県民）
	17:54	17:57	個別尋問（共産）
	17:57	18:00	個別尋問（無所属）

※各会派の持ち時間については、「証人尋問の手続きについて(R6. 6. 27委員会資料)」に記載の会派持ち時間を元に算出  
尋問時間50分の場合、総括尋問10分、個別尋問40分（自民14分、維新8分、公明6分、県民6分、共産3分、無所属3分）

## 参考人 候補者略歴

- 1 名前： 奥山 俊宏（おくやま としひろ）
- 2 現職： 上智大学文学部新聞学科 教授
- 3 専門： ジャーナリズム、メディア論、メディア法、  
内部告発者保護法制



### 4 主な経歴

1966年	岡山県生まれ
1989年3月	東京大学工学部原子力工学科卒、 同大学新聞研究所修了
1989年4月～2022年3月	朝日新聞社 記者（水戸支局、福島支局、東京社会 部、大阪社会部、特別報道部等） 編集委員
2008年9月～	早稲田大学大学院政治学研究科 ジャーナリズムコース 非常勤講師
2022年4月～	現職

### 5 主な著書等（公益通報関係）

著書	内部告発の力：公益通報者保護法は何を守るのか（2004.4）
	ルポ 内部告発：なぜ組織は間違えるのか（2008.9 共著）
	内部告発のケーススタディから読み解く組織の現実 改正公益通報者保護法で何が変わるのか（2022.4）
論文等	公益通報者保護法：内部告発者と報道機関のあり方（AIR21、2004.4）
	報復された警察官にどう対応すべきか 米国の事例に見る記者と告発者（Journalism、2010.2）
	公益通報者保護法を報道に生かす——法改正で内部告発のハードル下がる（新聞研究、2022.7）

# 前兵庫県西播磨県民局長の 告発文書と公益通報者保護

兵庫県議会 文書問題調査特別委員会で

2024年9月5日、奥山俊宏(上智大学 文学部 新聞学科)

[okuyamatoshihiro@gmail.com](mailto:okuyamatoshihiro@gmail.com)

<https://x.com/okuyamatoshi>



**BETTER**  
**PROTECTION**  
**FOR PEOPLE**  
**WHO STAND**  
**UP FOR WHAT**  
**IS RIGHT**

**#WHISTLEBLOWER**

欧州委員会(EC)のウェブ  
サイトから

「正しいことのために  
立ち上がる人たちへの、  
より良い保護を」

# 内部告発者と密告者の違い(概念上)

## 内部告発者

whistleblower

- 自己を犠牲にして
- publicの利益に奉仕

## 密告者

informer, informant

- 自己の利益のために
- officialsの利益に奉仕

アメリカ連邦政府公務員のための内部告発者保護法を執行する政府機関U.S. Office of Special Counsel (OSC)のトップだったエレイン・キャプラン氏による定義

[https://1997-2001.state.gov/global/narcotics\\_law/global\\_forum/F330iocr.pdf#page=2](https://1997-2001.state.gov/global/narcotics_law/global_forum/F330iocr.pdf#page=2)

西播磨県民局長解職に関する斎藤知事の発言（3月27日、定例記者会見で）

業務時間中に、嘘八百含めて、文書を作って流す行為は公務員としては失格です。

([https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/g\\_kaiken202400327.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/g_kaiken202400327.html))

画像は、斎藤知事＝ユーチューブ「ひょうごチャンネル」の2024年3月27日の知事定例記者会見の映像からキャプチャ



## 本委員会での斎藤知事の証言（8月30日）

- 私は最初にあの文書を見たときに、大変ショックで、  
なんでこういった文章を作るんだらうっていう本当に  
苦しい思いがありました。それで調べたところ元県民  
局長が作られたということがわかりまして、私もおそ  
らく片山副知事以下も、もともと私も彼とは宮城県に  
いたときぐらいから知ってた仲でよく飲んだりもして  
たんですけど、どうして同じ仲間と一緒に仕事してた  
人がこういう文章を書いてまいたんだらうという本当に  
悔しい辛い思いがありました、その悲しい辛い思い  
からですね、やはりああいった表現ということをあの  
3月27日にさせていただいた

## 奥山私見

- この場合、“私”である斎藤元彦さん個人と、行政機関としての“県”を同視すべきか？
- 行政機関としての県ならば、悔しかったり悲しかったり辛かたりすることなく、そういう感情を抜きにして、バイアスなく冷静に告発文書を見定めなければならない。

# 奥山私見

- 県が「誹謗中傷性の高い文書だ」と認識。そこからすべてをスタート。
- その理由は、県のまさに「認識」の担い手が、文書の内容と無関係の第三者ではなく、齋藤知事自身やその取り巻きの副知事、総務部長ら、あの文書で告発の矛先を突き付けられている当人たちだったから。
- そういう人たちは、あの告発文書に関する県行政としての判断への関与から身を引くべき、自己忌避するべき。
- なのに、それと真逆の行動を選んだ、だから、冷静な対応ができなかった。まるで独裁者が反対者を粛清するかのような陰惨な構図を描いてしまった。

# 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン

---

 [企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン](#) (PDF形式・56KB)

2010年 7月15日

改訂 2010年12月17日

日本弁護士連合会

## 本ガイドラインについて

企業や官公庁、地方自治体、独立行政法人あるいは大学、病院等の法人組織（以下、「企業等」という）において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等（以下、「不祥事」という）が発生した場合、最近では、外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼するケースが増えています。

日弁連では、そのような委員会のうち、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会（以下、「第三者委員会」という）を対象として、本ガイドラインを策定しました。

# 公益通報者保護法の指針では

## 第4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

1 事業者は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

### (1) 内部公益通報受付窓口の設置等

内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。

### (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。

### (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_research\\_cms210\\_20210819\\_02.pdf#page=2](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research_cms210_20210819_02.pdf#page=2)

## (2) 通報先について

**ポイント** 以下の3つが定められています。

### ①事業者内部

- 通報先としての「事業者内部」とは、「役務提供先」又は「役務提供先があらかじめ定めた者」（以下「役務提供先等」といいます。）です。
- 「役務提供先」については、P6を参照。
- 「役務提供先があらかじめ定めた者」とは、役務提供先が、社内規程に定める等全ての労働者等が知り得る方法で、通報先を定めた場合をいい、例えば、グループ共通のホットライン、社外の弁護士、労働組合等を指定することが考えられます。

### ②権限を有する行政機関

- 通報先としての「行政機関」とは、「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」、つまり通報対象事実について、法令に基づき命令や勧告などを行うことができる行政機関（注1）又は当該行政機関があらかじめ定めた者です。
- どの行政機関が「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」（注2）に当たるかは、各法令の規定に基づき定まっています。

（注1）「行政機関」には、各府省庁等のほか、都道府県等の地方公共団体も含まれます。

（注2）「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」は、消費者庁の「公益通報者保護制度ウェブサイト」から、キーワードにより検索することができます。

【参考】公益通報の通報先・相談先 行政機関検索

URL

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/search\\_system/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/search_system/)

### ③その他の事業者外部

- 通報先としての「その他の事業者外部」とは、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」です。（通報対象事実による被害者又は被害を受けるおそれのある者を含みます。）  
例えば、
  - ・報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合
  - ・周辺住民（有害な物質が排出されている場合等）などが該当します。
- なお、ライバル企業など「役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」は除かれます。

消費者庁作成の「公益通報ハンドブック」から

## 国の行政機関向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）新旧対照表

新	旧	改正の趣旨
<p><u>公益通報者保護法を踏まえた</u>国の行政機関の通報<u>処理対応に関する</u>ガイドライン （外部の労働者<u>等</u>からの通報）</p> <p style="text-align: center;">〔平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 23 年 3 月 18 日一部改正 平成 26 年 6 月 23 日一部改正 <u>平成 29 年 3 月 21 日一部改正</u>〕</p>	<p>国の行政機関の通報処理ガイドライン （外部の労働者からの通報）</p> <p style="text-align: center;">〔平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 23 年 3 月 18 日一部改正 平成 26 年 6 月 23 日一部改正〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ガイドラインは、公益通報者保護法（以下「法」という。）を踏まえて、外部の労働者等からの通報への適切な対応を促進するためのものである旨を明確にしました。</li> <li>・「公益通報者保護制度に関する実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、各行政機関が本ガイドラインに基づき、</li> </ul>

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei\\_guideline\\_170321\\_0005.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei_guideline_170321_0005.pdf)

⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

(新設)

・行政機関への通報を行うに際して、真実相当性を立証するためのハードルが高いことが通報者を委縮させたと考えられる例や、行政機関の側においても、真実相当性の要件を硬直的に解釈することにより、通報の放置など不適切な対応が行われている例が認められるところ、検討会ワーキング・グループにおいて、行政機関によるより適切な対応を促すため、真実相当性の要件の解釈や同要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合の対応のあり方について明確化すべきとの指摘（最終報告書P126参照）を踏まえ、明記するものです。

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei\\_guideline\\_170321\\_0005.pdf#page=11](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei_guideline_170321_0005.pdf#page=11)

- 行政機関への通報を行うに際して、真実相当性を立証するためのハードルが高いことが通報者を委縮させたと考えられる例や、行政機関の側においても、真実相当性の要件を硬直的に解釈することにより、通報の放置など不適切な対応が行われている

例が認められるところ、検討会ワーキング・グループにおいて、行政機関によるより適切な対応を促すため、真実相当性の要件の解釈や同要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合の対応のあり方について明確化すべきとの指摘（最終報告書P126参照）を踏まえ、明記するものです。

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei\\_guideline\\_170321\\_0005.pdf#page=11](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10993152/www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gyosei_guideline_170321_0005.pdf#page=11)

## 国の行政機関向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）

### 3. 通報への対応

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/pr/pdf/pr\\_190628\\_0010.pdf#page=5](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/pdf/pr_190628_0010.pdf#page=5)

#### （1）通報の受付と教示

- ① 各行政機関に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。

#### ○ 正当な理由（例）

- ・ 通報窓口において受け付ける通報の要件を満たさないことが通報時において明らかの場合
  - ・ 通報内容が著しく不分明な場合
  - ・ 事実でないことが明白な場合
  - ・ 誹謗中傷など不正の目的であることが明らかの場合
- 法やガイドライン等の恣意的・硬直的な解釈に基づき、通報を「不受理」とすることのないよう留意

国の行政機関向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）

留意点等

- **真実相当性がないと判断していた通報について後に真実相当性があることが判明した場合、速やかに所定の義務を履行する必要**
- 真実相当性の要件の硬直的な解釈により通報の放置等不適切な対応となることがないよう柔軟に対応

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/pr/pdf/pr\\_190628\\_0010.pdf#page=6](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/pdf/pr_190628_0010.pdf#page=6)

# 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関する ガイドライン(外部の労働者等からの通報)

令和4年6月1日  
消費者庁

- ⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件については、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。
- また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応する。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_220407\\_0004.pdf#page=6](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220407_0004.pdf#page=6)

※ この内容については適宜、議会関係者、警察、マスコミ等へも提供しています。  
しかし、関係者の名誉を毀損することが目的ではありませんので取扱いにはご配慮願います。兵庫県が少しでも良くなるように各自のご判断で活用いただければありがたいです。よろしくお願ひします。

西播磨県民局長が作成した告発文書から



# 様々な情報伝達と「公益通報」の関係

虚偽情報の流布

正当な内部告発。  
一般法理で保護

公益通報者保護法3～7、  
9条で不利益扱いを禁  
止される「公益通報」

同法2条が定義す  
る公益通報。  
同法11条と指針で  
「探索」禁止など

虚偽情報の流布と  
正当な内部告発、公益通報は  
互いに排斥しあい、相いれない

# 公益通報とそうでない外部への情報伝達が混在する場合に裁判所は…

- 「公益通報に該当する部分を区別せず……係長職への適格性に関わる能力についての消極的要素として考慮したことは、公益通報をしたことを理由に不利益取扱いをするもので、公益通報者保護法の趣旨に基づき適用すべき地方公務員法15条、17条に違反し、国賠法上の違法を構成する」
- 徳島新聞に同僚不祥事を内部告発した徳島県職員を一部救済
- 他方、公益通報に該当しない部分について、係長昇任の消極的要素として考慮したことを裁量の範囲内と認める。

（高松高判平成28年7月21日（D1-Law.com判例体系28250751、平成27年（行コ）3号））

## 奥山私見

- 公益通報者保護法で保護されるべき「公益通報」が含まれている可能性があるのならば、それを見だし、他の内容と区分する必要。
- 軽々に「真実相当性なし」「公益通報に該当せず」と判断するのは誤り。
- 告発文書には、法的に保護されるべき「公益通報」が含まれていることが今や明らかになっていると思われ、齋藤知事らのふるまいは公益通報者保護法に違反すると考えられる。

2 事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

(1) 不利益な取扱いの防止に関する措置

イ 事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

ロ 不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(2) 範囲外共有等の防止に関する措置

イ 事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

ロ 事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。

ハ 範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

## 公益通報者 保護法の 指針

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_210820\\_0001.pdf#page=3](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf#page=3)

# 様々な情報伝達と「公益通報」の関係

虚偽情報の流布

正当な内部告発。  
一般法理で保護

公益通報者保護法3~7、  
9条で不利益扱いを禁  
止される「公益通報」

同法2条が定義す  
る公益通報。  
同法11条と指針で  
「探索」禁止など

虚偽情報の流布と  
正当な内部告発、公益通報は  
互いに排斥しあい、相いれない

# 公益通報者保護法

- 第十五条（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

内閣総理大臣（≡消費者庁）は、第十一条第一項及び第二項（＝体制整備義務）の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 第二十条（適用除外）

第十五条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

## ⑦パワーハラスメント

知事のパワハラは職員の限界を超え、あちこちから悲鳴が聞こえてくる。執務室、出張先に関係なく、自分の気に入らないことがあれば関係職員を怒鳴りつける。例えば、出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかったという。自分が知らないことがテレビで取り上げられ評判にかったら、「聞いていない」と担当者呼びつけて執拗に責めたてる。知事レクの際に、レクがあると机を叩いて激怒するなど、枚挙にいとまがない。

レクする夜中、休日など時間おかまいなしの指示が矢の  
一瞬、対応が遅れると「やる気がな

齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）

### ①五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯

令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。

先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長として、兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学に赴任されました。

令和6年3月6日

## 奥山私見

- もし仮に3月20日に知事がこの告発文書を目にしたとき、何もしなければ（スルーしていれば）どうなっていたか。
- 何も起きなかった可能性が多分にある。
- 告発文書の存在を世の中に知らしめたのは、西播磨県民局長だった男性ではなく、斎藤知事その人。
- 内部告発者を探索し、不利益に扱ったことに最大の問題。

Don't Shoot the Messenger!

情報の伝え手を攻撃しないで！

耳に痛い悪い情報でも、伝え手を責めないで！  
伝え手ではなく、情報の中身に注目を

2024年9月5日、奥山俊宏

いま、この告発文書の送付が、公益通報者保護法が保護の対象とする「公益通報」に該当する  
のか、それが大きな論点となっています。

公益通報者保護法3条、5条による保護の対象となる「公益通報」や正当な内部告発と言えるた  
めには、いくつか要件のハードルがあります。中でも大切なのは、真実性もしくは真実相当性が  
あるかどうかです。真実性もしくは真実相当性があれば、公益通報者保護法によって不利益扱い  
を禁止される対象となる可能性があります。真実ではなくても、真実と信ずるに足る相当の理  
由（真実相当性、言い換えれば、誤って真実と信じたことについての誤信相当性）があれば、こ  
の対象となる可能性があります。真実であれば、真実相当性は検討するまでもありません。

あの文書を第三者として一読したとき、真実性や真実相当性がないと断定できるかという  
私ならば断定できません。人の名前、企業の名前、そういった固有名詞を多々明確に示してい  
て、具体性に富み、迫真性がある、これは真実だと思わされるだけの具体的な内容となってい  
るように見受けられます。そんなふうを受け止めるのが、客観的な第三者による冷静な読み方だろ  
うと私には思えます。したがって、「公益通報」該当性をただちに否定するべきではありません。

告発文書の内容について、警察など捜査当局が立件するほどの強い違法性がないとしても、ま  
た、それが完全な真実であるとまで断定できず、誤りや思い込みが若干含まれていたとしても、  
贈収賄、横領、暴行、傷害など刑法に抵触すると信ずるに足る相当の理由（真実相当性）があ  
ったのならば、その文書を警察、報道機関、県議会議員に送る行為は、公益通報者保護法が法的  
保護の対象とする「公益通報」に該当する可能性があります。

この真実相当性がこの告発文書にあるかどうかは、結局のところ、告発文書の内容が真実かど  
うかについて客観的な調査を経た上でなければ判定できないものと思われます。一見して嘘八百  
であることが明らかな文書が世の中にはありますが、この告発文書は、第三者から見てそうでは  
ありません。ですので、白黒をはっきりさせるにはやはり調査が必要です。

調査の結果、真実性も真実相当性もないという結論になれば、保護されるべき「公益通報」で  
はなかった、ということになります。その結論が出るまでは、「公益通報」に該当するものと仮  
にみなし、不利益扱いを厳に慎むべきです。保護される「公益通報」に該当するかもしれないと  
認識し得たはずなのに、無理やりに、該当しないと決めつけて通報者を不利益に扱ったのだとす  
れば、そして、それが実際には客観的に見て「公益通報」だったのだとすれば、そんな決めつけ  
をした人や事業者は、公益通報者保護法に違反したということになります。

#### □知事の説明

齋藤知事の [8月7日の記者会見](#) での説明によりますと、西播磨県民局長だった男性職員は事情  
聴取に対し、告発文書について、「噂話を集めて作成・配布した」と認めたとのこと。これ  
に加え、「真実であることを裏付ける証拠、そして関係者による信用性の高い供述などは存在し  
ない」との報告が知事のもとに寄せられたとのこと。「こうした状況から、信ずるに足る  
相当の理由が存在したというのは認められず、法律上保護される外部通報に当たらない」と判断  
したとのこと。

しかし、この判断には問題があります。

□証拠添付は不要

第1に、告発文書に証拠資料が添付されていたり、「関係者による信用性の高い供述」や証拠がただちに示されたりしなければ、真実相当性がないと否定できる、との知事の説明は誤りです。文書の中に真実相当性の根拠は示される必要はありません。真実相当性は必要ですが、その根拠がその場で示されることが「公益通報」該当の要件であるというわけではありません。

文書の作成者において、いわば「手の内」として証拠を留保しておいたり、情報源保護の必要性からその存在を秘匿したりすることがあり得ます。告発の内容についての真摯な調査には協力するべきだと一般論として言うことができますが、告発者をつぶそうとする意図が明らかな調査に証拠書類や情報源の氏名を教える義務はありません。最終的な決着は民事訴訟の場となりますので、その法廷で証拠や供述を初めて出すということもあり得ます。

今回の告発文書の内容について、西播磨県民局長だった男性が、その内容を直接知っていたり、何らかのルートで知ることのできたりする気心知れた同僚から体験談として直接聞いたものであるならば、それだけでも、信ずるに足る相当の理由（真実相当性）が存在したと判断される可能性があると思われれます。

真実相当性をめぐっては、実は、「行政機関の側において…、真実相当性の要件を硬直的に解釈することにより、通報の放置など不適切な対応が行われている」というような事例が従来見られ、2016年ごろ、公益通報者保護法の改正の検討の過程で**問題視**された、という経緯があります。そのため、公益通報者保護法を所管する消費者庁が主導し、2017年、国の行政機関や**地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）**を改正し、次のように明確化しています。

「真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する」

これは、「行政機関によるより適切な対応を促すため、真実相当性の要件の解釈や同要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合の対応のあり方について明確化すべき」との**指摘**を踏まえたものです。

消費者庁のウェブサイトに掲載されている**国の行政機関向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）の説明資料**には、「真実相当性がないと判断していた通報について後に真実相当性があることが判明した場合、速やかに所定の義務を履行する必要」、「真実相当性の要件の硬直的な解釈により通報の放置等不適切な対応となることがないように柔軟に対応」とも記載されています。

これらは今回の兵庫県のケースにとっても参考になる考え方です。

□「噂話」を真に受けてはならない

第2に、真実相当性を否定する県の判断の問題点の二つ目として、西播磨県民局長だった男性が副知事の事情聴取に対し、情報源の秘匿や保護の必要性から「噂話」とあえてぼやかして答える局面があった可能性を無視ないし軽視している点があります。

片山副知事は、あの文書によって告発されている本人であり、3月25日、西播磨県民局長は、その片山副知事による事情聴取に情報源をすべて包み隠さず答える義務はありません。内部告発をつぶす目的であることが明らかな事情聴取に対して、大切な同僚である情報源の名前を答えるな

どというのは、むしろ、信義則上、あってはならないことです。

私はかつて新聞記者をしており、その際、核心を突く事実を明らかにしたときは、どこで聞いたのかと情報源を尋ねられるものでしたが、そういうときはたいてい、「風の噂ですよ」とごまかす、そういう受け答えはこの社会でよくあることです。（[週刊文春電子版](#)で副知事による事情聴取とされる音声を聴きましたが、ここまでの私の推測は当たっているようです。）

副知事らによる事情聴取の結果をもとに、県が、あの文書の内容について「噂話を集めて作成した」と事実認定したのだとすれば、ここまで申し述べてきたことからお分かりいただけるように、それは誤った事実認定です。

□知事の説明はずさん

第3に、真実相当性を否定する県の判断の問題点の三つ目として、西播磨県民局長だった男性が今年3月に県の事情聴取に述べた内容について、県の説明はあまりにずさんであり、とうてい信用できないという事情があります。

すなわち、知事は3月27日の[記者会見](#)で、「ありもしないことを縷々並べた内容を作ったことを本人も認めている」と説明しました。これに対して前西播磨県民局長は5日後の4月1日にコメントを記者たちに出し、「私自身がそのことを認めた事実は一切ありません」と知事の発言を否定しました。そしてそれ以後、「ありもしないことを縷々並べた内容を作ったことを本人も認めている」と知事が主張することは二度とありませんでした。先週金曜日（8月30日）の証人尋問で知事は「そこは私の言葉足らずのところもあったかもしれないです」と答えています。このように、西播磨県民局長が述べた言葉に関する知事の説明はずさんであり、信用できません。

なかでも、3月25日の初回の事情聴取は、告発文書で名指しして告発されている当事者である片山副知事がおこなったというのであり、以後の事情聴取も、片山副知事を含め告発された人たちの指揮下でおこなわれたとみられ、その観点からも、それら事情聴取に関する県の報告は信用できません。事情聴取にあたった片山副知事らの「この文書は噂話のみを根拠に書かれたことにしたい」との願望によって、事情聴取の内容やその録取、その報告にバイアスが入り、ゆがめられた可能性があります。

西播磨県民局長だった男性の供述内容について、録音や調書など客観的に信用性が高いといえる証拠が何も開示されず、外部の検証が不可能な状況で、斎藤知事が、文脈不明のその片言節句の一部のみを勝手に外部に小出しにし、それを根拠に告発文書の真実相当性を否定し、ひいては男性を貶めようとするのは、卑怯です。「死人に口なし」を悪用しようとするものです。

□まとめ

以上、第1から第3まで三つ、真実相当性に関する知事の判断が不適切だと思われる理由を説明しました。

思い込みや誤解で結果として事実と異なる内容になってしまったところがあの告発文書にあったとしても、それだけで真実相当性が否定されるわけではありません。公益通報の内容について、真実性を否定しつつ、真実相当性を認め、公益通報者保護法に基づいて懲戒解雇を無効とした裁判例もあります。

その通報によって害される利益がもしあるのだとすれば、それと比較衡量して、「信ずるに足りる相当の理由がある」の程度を設定していく、という考え方を採るべきだというのが私の意見です。

以上

先週金曜日の証人尋問で、「西播磨県民局長の停職3カ月の処分は不適切であったと今は認識をお持ちでしょうか？」との質問に対し、齋藤知事は「今も思っていない。適切だったと思います」と答えています。齋藤知事は今もなお、西播磨県民局長への仕打ちを適切だったと主張しているのです。その理由として、齋藤知事は今回の告発文書について「事実でないことが多々多く含まれる誹謗中傷性の高い文書だ」と述べています。その「事実でないこと」というのは何なのか、知事が証人尋問で例に挙げたのは「冒頭の『先生が何かの人事異動をもって亡くなったこと』」でした。

今回の告発文書の7つある節のうち冒頭の1つ目の節に挙げられている「五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯」です。すなわち、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長を務める五百旗頭真（いおきべ・まこと）神戸大学名誉教授に対し、片山安孝（かたやま・やすたか）副知事から、副理事長2人の任を解く方針を通告し、これに対し、五百旗頭理事長は憤慨しておられる様子であり、翌日、急性大動脈解離のため急逝された、というのがこの文書の指摘の大筋です。

これは後にわかったことですが、副理事長2人解任の方針を通告したのは、五百旗頭理事長が3月6日にお亡くなりになる前日ではなく、6日前の2月29日のことでした。これについては、元西播磨県民局長においても、ご遺族からこの特別委員会に提出されたご本人作成名義の陳述書により、「日にちについては聞き間違いがあり、記載に誤りがあります」とのことであり、悪意のうでの虚偽ではなく、いわば勘違いとみなしてよいかと思われます。

知事が問題にしているのは、この文書に「齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です」と書いてあることです。

この記述について、齋藤知事は6月20日の記者会見で、「科学的根拠もないまま、ある種の誹謗中傷にもなる」と非難し、8月7日の記者会見では「それを本当に真実だと示すような診断書」がなかったと言い、つまり、「診断書」が添付されていないことをもって、この告発文書につき、信ずるに足る相当の理由がないものだったのだと説明しています。

これら齋藤知事の説明に私は大きな違和感を覚えます。

診断書が添付されていなかったことをもって、この告発文書の内容を信ずるに足りないとして捨てるとするのは、これはかなり牽強付会であるように私には思えます。

言うまでもないことだと思われまますが、副理事長2人の解任の通告と理事長の突然の死の間に因果関係があるかないかについては、だれも証明できないことです。主治医であろうが、死亡を確認した救急医であろうが、その因果関係があることもないことも確かめるのはそもそも不可能です。ですので、因果関係を証明する「診断書」や「科学的根拠」はあり得ない。もし仮に因果関係があったとしても、その証拠を出せというのは、無理を強いるものです。そのような事情は、この告発文書を書いた西播磨県民局長にも分かっていることであろうし、この文書を読むおそらく全ての人に分かることです。

元西播磨県民局長ご本人は「憶測です」と説明していますが、私が思いますに、「命を縮めた」というのは、いわば「言葉の綾」と言いますか比喩と言いますか一種のレトリック、あるいは文学的表現ととらえられるべきものです。それを字句通りにあまりに真に受けて、因果関係の立証が不可能であることをもって、誹謗中傷であると断じるのは、皮相的な受け止め方であるよ

うに思えます。繰り返しますが、因果関係がないことを証明するのもまた不可能ですので、「命を縮めた」という表現が事実と異なることを証明するのも不可能です。したがってウソと断定することもできません。

兵庫県情報公開条例に基づき県当局から私に開示いただきました面談録や県関係者の話によれば、2月29日夕、片山副知事から、副理事長2人につき「退任いただく」との通告を受け、五百旗頭理事長は「これはうれしくない話」とポソっとつぶやかれたそうです。「私の口からは分かったと言えない」との言葉もあったとのこと。午後5時に始まった面談は20分で終わったとのこと。五百旗頭理事長の意に沿わない人事だったことがはっきりと記録に残されています。

2024. 2. 29 17:00-17:20 片山 VG と五百旗頭理事長の面談

片山 五百旗頭理事長は■■歳になり、県の内規では役員等から外れていただく年齢だが、震災30年を迎えるにあたり、特にあと1期理事長としてご指導いただきたい。

五百旗頭 わかりました。ありがたい話である。

片山 あと、■■、■■両先生についてもご相談がある。  
(資料を配付)  
■■氏は■■歳になるので今期で役員を退任いただく、■■氏については県史編纂が終わったので今期で退任いただく。そして組織のスリム化を図りたい。  
■■氏については、■■人防センター長をお願いしたい。

五百旗頭 これはうれしくない話。  
私の口からは分かったと言えない。両氏に確認する必要がある。

片山 ■■氏へは私から説明させていただきたい。

五百旗頭 ■■氏へは私から話しをしてみる

片山 よろしくお願ひしたい

私個人にとって、今回の告発文書を初めて読んだとき、4ページにわたるあの文書の記載のうち、もっともショッキングに感じたのはここでした。五百旗頭先生は、おそらく生前最後となった[報道機関のインタビュー](#)に対し、能登半島地震への対応をめぐって、自衛隊の初動の手抜かりを指摘し、「首長の強いリーダーシップのお仕着せではな」い行政を求めました。3月2日に私はこれを読んで、五百旗頭先生のすさまじいまでの覚悟、阪神大震災に関わった学者としての、生半可ではない覚悟を感じ、深い感銘を受けました。その矢先に五百旗頭先生逝去の報に接し、どのようなストレスがあったのだろうか和知人と会話したことを覚えています。

告発文書が冒頭の「五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯」の節で言おうとしているのは、副理事長解任の通告と理事長の突然の死去に因果関係があると主張して死の責任を問うことではなく、阪神大震災30年を目前に控えた今年、五百旗頭理事長が全幅の信頼を置いていたであろう2人の高名な学者を副理事長から外すという、理事長の意に反する人事をその最期に突き付けた、そんな仕打ちが適切だったのかと疑問を提起しようということにある、そのように私には思えます。そのことが、告発文書のこの節の記載内容におけるいわば「核心的な部分」です。そして、日付を除けば、そこに事実と食い違ふと断定できる箇所は見当たりません。したがって、告発文書のあの節の記載は、懲戒処分のための調査をおこなう根拠とはなり得ません。私はそう考えます。

以上